

### 弁護士過疎対策と日本司法支援センターに関する宣言

法の支配を社会の隅々まで及ぼし、自由で公正な社会を形成するためには、国民が容易に司法サービスにアクセスできる環境が必要である。しかし、我が国においては、高度経済成長を経て過疎問題が発生し、もともと都市に偏在していた弁護士はさらに都市に集中することとなり、各地に置かれていた裁判所の支部及び簡裁も統廃合された結果、交通手段の発達という事情を考慮しても、過疎地域において司法サービスを受けることがさらに困難になった。

法の支配が行きわたらないとき、法による解決は影を潜め、旧態依然とした人による解決が行われ、ややもすれば非論理的な支配隷従関係が横行することになる。このようなことは、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする我々弁護士にとっても、由々しき事態である。

このため、日本弁護士連合会は、①ゼロワン地域（裁判所支部の管内に弁護士が0か1名しかいない地域）に法律相談センターを設置、②弁護士過疎地域へ公設事務所設置、③ゼロワン地域への弁護士定着の推進、④公設事務所協力法律事務所の確保といった、弁護士過疎対策を行ってきた。この取り組みは、全国の弁護士会の努力のもと、相当の成果を上げてきている。四国においても、定着支援により徳島県脇町（現美馬市）に弁護士が定着し、高知県安芸市、愛媛県大洲市、徳島県阿南市及び美馬市に公設事務所が設置されるなど、弁護士過疎対策は着実に実を結んできた。

今般、総合法律支援法に基づいて設立された日本司法支援センターが業務を開始した。これと同時に、ゼロワン地域である高知県須崎市に地域事務所が開設された。同センターもまた、手続的に国民の権利擁護の拡充を図るものといえ、弁護士会が行ってきた弁護士過疎対策と軌を一にするといえる。

当連合会は、今後も弁護士過疎対策等、国民の司法サービスへのアクセスを確保する取り組みを続けていくとともに、日本司法支援センターの弁護士過疎対策が適正かつ合理的に運営されるよう、適切な対応を行っていくことを宣言する。

2006年（平成18年）11月10日

四国弁護士会連合会